

## 福島市教育委員会図書館再整備検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 「風格ある県都を目指すまちづくり構想」を踏まえ、再整備を目指す教育委員会図書館（以下「市立図書館」という。）に関し、市立図書館再整備基本構想を策定するため必要な事項を検討することを目的として、図書館再整備検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 施設の規模、機能等整備に関する事項
- (2) 施設の管理及び運営等に関する事項
- (3) 前号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項

### (委員会の構成等)

第3条 委員会は、委員12人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者及び有識者
- (2) 地域団体から推薦を受けた者及び学校関係者
- (3) 利用者代表
- (4) 公募委員
- (5) その他市長が必要と認める者

2 検討委員会には委員長及び副委員長1人を置く。

3 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員長が指名する。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 委員会にはオブザーバー及びコンサルタントを置くことができる。

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から再整備基本構想を策定した日までとする。

### (会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めたときには、会議に委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

### (事務局)

第6条 委員会の庶務は、図書館において行う。

### (補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

### 附 則

- 1 この要綱は、平成31年 1月22日から施行する。